

県立スケート場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第19号

県立スケート場条例の一部を改正する条例

県立スケート場条例（昭和47年岩手県条例第27号）の一部を次のように改正する。

改正前					改正後				
別表第2（第6条関係）					別表第2（第6条関係）				
1 個人使用の場合の利用料金の上限額					1 個人使用の場合の利用料金の上限額				
区 分		小学校児童 及び中学校 生徒	高等学校生 徒及び学生	一 般	区 分		小学校児童 及び中学校 生徒	高等学校生 徒及び学生	一 般
普通利用料金の上限額（1回 につき）		円 <u>150</u>	円 <u>500</u>	円 <u>700</u>	普通利用料金の上限額（1回 につき）		円 <u>170</u>	円 <u>510</u>	円 <u>720</u>
回数利用料金の上限額（6回 につき）		<u>860</u>	<u>2,530</u>	<u>3,550</u>	回数利用料金の上限額（6回 につき）		<u>880</u>	<u>2,600</u>	<u>3,650</u>
定期利用料金の 上限額（1シー ズンにつき）	競技関係者	<u>3,490</u>	<u>10,190</u>	<u>14,200</u>	定期利用料金の 上限額（1シー ズンにつき）	競技関係者	<u>3,590</u>	<u>10,480</u>	<u>14,610</u>
	その他の者	<u>6,970</u>	<u>20,360</u>	<u>28,410</u>		その他の者	<u>7,170</u>	<u>20,950</u>	<u>29,230</u>
附属の設備の利 用料金の上限額	靴（1回につ き）	<u>130</u>	<u>430</u>	<u>580</u>	附属の設備の利 用料金の上限額	靴（1回につ き）	<u>140</u>	<u>440</u>	<u>600</u>
	ロッカー（1 回につき）			円 <u>120</u>		ロッカー（1 回につき）			円 <u>130</u>
	シャワー（1 回につき）			<u>120</u>		シャワー（1 回につき）			<u>130</u>
[略]					[略]				
2 貸切使用の場合の利用料金の上限額					2 貸切使用の場合の利用料金の上限額				

区 分		料金を徴収 しない場合	料金を徴収 する場合
アイスホッケーリンクの 利用料金の上限額（1面 につき1時間までごとに）	土曜日及び休日	円 <u>13,240</u>	円 <u>26,510</u>
	その他の日	<u>9,930</u>	<u>19,880</u>
スピードスケートリンク の利用料金の上限額（1 時間までごとに）	土曜日及び休日	<u>31,960</u>	<u>63,930</u>
	その他の日	<u>25,560</u>	<u>51,140</u>
附属の設備の利用料金の 上限額	放送設備（1時 間までごとに）	<u>710</u>	<u>1,460</u>
	得点表示盤（1 式につき1時間 までごとに）	<u>1,440</u>	<u>2,870</u>
	[略]		

[略]

区 分		料金を徴収 しない場合	料金を徴収 する場合
アイスホッケーリンクの 利用料金の上限額（1面 につき1時間までごとに）	土曜日及び休日	円 <u>13,620</u>	円 <u>27,280</u>
	その他の日	<u>10,220</u>	<u>20,460</u>
スピードスケートリンク の利用料金の上限額（1 時間までごとに）	土曜日及び休日	<u>32,890</u>	<u>65,780</u>
	その他の日	<u>26,300</u>	<u>52,620</u>
附属の設備の利用料金の 上限額	放送設備（1時 間までごとに）	<u>730</u>	<u>1,500</u>
	得点表示盤（1 式につき1時間 までごとに）	<u>1,480</u>	<u>2,950</u>
	[略]		

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。